

業務名：令和7年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和7年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

3. 業務の目的

沖縄県の港湾物流については、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、今後の港湾物流施策を分野横断的に総合的に推進するための港湾物流グランドデザインを描き、拠点港湾の機能分担・有機的連携を総合的、戦略的に推進する旨が示されている。

一方、拠点港湾である那覇港及び中城湾港においては、各々の長期構想の中で、各々の将来像や両港相互間の連携に関する記載はあるものの、沖縄本島の港湾物流全体としての将来像や相互連携に関する具体的な施策等が示された計画等はない状況である。

これを踏まえ、沖縄県では、沖縄本島における拠点港湾（那覇港、中城湾港、本部港）（以下、「本島拠点港湾」）について、各港湾の課題や長期構想等を踏まえ沖縄本島の港湾物流全体としての目指すべき将来像を示すとともに、それを実現化していくために必要な港湾間の機能分担、有機的連携に関する戦略的な施策等を示す「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」を作成することとしている。

本業務では、令和6年度に実施した「令和6年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託 報告書（概要）」（別添参照）の内容を踏まえ、「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」の策定に向けた各種検討及びとりまとめを行うものである。

4. 業務項目

1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握するとともに、過年度までの検討状況を踏まえ、業務手順及び業務遂行に必要な事項を企画立案する。

2) 委員会の運営支援（説明資料の作成を含む）

学識経験者や港湾関係者等で構成する「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）検討委員会」（以下、委員会という。）に必要な説明資料の作成及び委員会の運営支援を行う。

なお、委員会は那覇市内で2回実施することを想定しているが、具体については調査職員と協議の上、決定するものとする。また、委員の旅費交通費及び報酬費については、直接経費として別途計上する（委員は25名のうち旅費交通費・報酬費対象者は12名を想定しており、県の基準に基づき計上※する。）。

※（旅費交通費（300円）+報酬費（9,300円））×12名÷1.1＝104,727円/回（税抜き）

3) ヒアリング調査

沖縄本島の物流関係者、有識者に対しヒアリング調査を実施し、別添「令和6年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託 報告書（概要）」に記載の「目指すべき将来像（案）」について意見聴取を行う。

なお、対象者は5者程度（委員会の構成員となっていない者）を想定するが、具体の対象者及び聴取内容については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

4) 課題と解決策の検討

2)委員会及び3)ヒアリング調査の結果を踏まえ、新たに想定される課題について整理するとともに、解決策について検討する。併せて、課題及び解決策の検討に必要な追加情報について収集整理するものとする。

5) 行動計画の作成

4)で整理した内容を含め、将来像（案）の実現に向けた行動計画について、短中期・長期の時間軸で整理する。

テーマ1：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で位置付けられている、内容の実現に向けて、取り組むべき行動計画を検討するにあたっての留意点とそれに対する提案を記述してください。

テーマ2：産業用地の活用及び開発により、那覇港から中城湾港や本部港への機能分担を図るために必要な、取り組むべき行動計画を検討するにあたっての留意点とそれに対する提案を記述してください。

6) 効果の検討

将来像（案）の実現によってもたらされる効果について整理する。このうち、幾つかの事例について、定量的な効果を算定する。

7) 「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」素案の作成

令和6年度の検討内容及び4) 5) 6)の内容を踏まえ、「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」の素案を作成する。

素案は、本文と概要版で構成することを想定しているが、具体については調査職員と協議の上、決定するものとする。

テーマ3：「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」素案のアウトプットイメージについて提案を記述してください。

8) パブリックコメントへの対応

7)で作成した素案について、幅広い意見を聴取するためパブリックコメントを1回実施する。

パブリックコメントの実施にあたり、資料の作成及び提出された意見のとりまとめを行うとともに、適宜とりまとめた意見の素案への反映について検討する。

9) 打合せ協議

本業務を行うにあたり、以下の段階で調査職員と打合せ・協議（計4回）を行う。

- ① 事前協議
- ② 中間報告（2回）
- ③ 最終報告

10) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1式
- ② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7) その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、業務環境改善実施要領（案）の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。

5. 企画提案書の内容

1) 業務実施方針（2ページ以内）

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

2) 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画で位置付けられている内容の実現に向けて、取り組むべき行動計画を検討するにあたっての留意点とそれに対する提案（2ページ以内）

3) 産業用地の活用及び開発により、那覇港から中城湾港や本部港への機能分担を図るために必要な、取り組むべき行動計画を検討するにあたっての留意点とそれに対する提案（2ページ以内）

4) 「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン（仮称）」素案のアウトプットイメー

ジについて提案（２ページ以内）

6. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は 20,515 千円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7. 提案にあたっての留意事項

- 1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- 2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- 3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

8. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項 2 (1) から (5) の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9 その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

沖縄県管内港湾位置図

